

日中サービス支援型共同生活援助評価会について

1. 「日中サービス支援型共同生活援助」の概要

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型である。短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供すること。また、施設などからの地域移行の促進および地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。重度・高齢の障がい者等に対して、常時の支援体制を確保することを基本にしているが、他の日中サービスなどの利用の妨げにならないような仕組みになっている。

また、日中サービス支援型共同生活援助は、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。

2. 評価の場の設置について

川西市では、「川西市日中サービス支援型共同生活援助における川西市障がい者自立支援協議会への報告等に関する実施要綱」を策定し、障がい者自立支援協議会(以下、「協議会」という。)において評価することとなっている。協議会で円滑に評価が進められるよう、事業所の聞き取り及び評価内容を協議する場として「日中サービス支援型共同生活援助評価会」(以下、『評価会』という。)を設置することとする。

3. 評価会の構成員

協議会を構成する常任委員(構成機関)より、会長、障がい者団体より1名、阪神北圏域障害者等相談支援コーディネーター、委託相談支援事業所より1名、障害福祉課、基幹相談支援センター、その他構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができることとする。

4. 評価のながれ

- | | |
|-------------|---|
| ①報告書提出依頼 | 障害福祉課より、日中サービス支援型共同生活援助事業所(以下、『事業所』という。)へ「日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シート」(以下、『報告書』という。)の提出依頼する。 |
| ②報告書の提出 | 事業所は提出期限までに報告書を作成し、障害福祉課へ提出する。 |
| ③報告書の評価依頼 | 障害福祉課より、協議会へ事業所からの報告書の評価依頼をする。 |
| ④評価会の開催 | 各事業所の報告書をもとに、事業所より聞き取りを実施し、内容を取りまとめる。 |
| ⑤協議会全体会の開催 | 評価会でまとめた各事業所の報告を全体会議で報告、承認を受ける。 |
| ⑥市へ報告書の提出 | 協議会全体会議にて報告をした報告書を、協議会より市へ提出する。 |
| ⑦事業所への報告書通知 | 協議会からの報告書を、市より事業所へ通知する。 |